

【事案 I - 2】 契約無効確認および既契約掛金返還請求

・平成 27 年 11 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の父（死亡）と被申立人との間に、父を共済契約者兼被共済者とし、共済の対象を「自宅の家財」とする自然災害保障付火災共済契約が存在するところ、本件共済契約についての一切の権利義務を相続により承継したとする申立人が、本件共済契約は父の意思に基づいて成立したものではないから、不成立又は無効であると主張して、被申立人に対し、本件共済契約に基づきこれまでに支払った共済掛金の合計額の返還を求めたのに対し、被申立人が、本件共済契約は有効に成立していることを理由として共済掛金の返還をしないため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、本件共済契約は不成立又は無効であるため、本件共済契約に基づきこれまでに支払った共済掛金の合計額を支払え、との判断を求める。

- (1) 被申立人は、約款・事業規約において、共済契約申込書の契約内容は、契約者本人が記入すべきことを明記している。
- (2) しかし、本件共済契約の申込書の契約の内容は、父が記入したものではなく、すべて被申立人の取扱職員が記入したものである。
- (3) 本件共済契約の申込書のうち契約者自身が記入すべき事項を被申立人の取扱職員が記入したことは、被申立人が定めた約款・事業規約に反する行為であって、被申立人が本件共済契約の成立を主張することは信義則に反するものであり、したがって、本件共済契約は、不成立又は無効である。
- (4) 被申立人が父から受領した本件共済契約の共済掛金の合計額は不当利得に当たるので、被申立人はこれを申立人に返還すべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 契約者は、以前から被申立人との間で他の共済契約も締結していたが、自宅内家財家具について自然災害保障付火災共済契約を締結したいとのことであつたので、被申立人の取扱職員が契約者の自宅を訪問し、本件共済契約の申込書中の、重要事項について契約者の意思を確認しながら記載をし、最後に、共済契約者の欄の署名と現住所の欄の記載を契約者にしてもらい、共済契約者と被共済者の欄の各印影は、契約者が自ら押捺したものである。

- (2) 契約者に対しては、被申立人から毎年共済掛金払込みの案内、共済掛金払込証明書、並びに本件共済契約の内容確認ができる書類を送っていたが、契約者からは一度も異議の申し出はなかった。
- (3) 以上のとおり、本件共済契約は契約者の意思に基づいて締結されたものであり、有効であるから、被申立人に不当利得が成立する余地はない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人及び被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 契約者は、以前から被申立人との間で共済契約を締結していたが、自宅内家財家具について本件共済契約を締結したいとの意向を示したので、被申立人の取扱職員が契約者の自宅を訪問した。
- (2) 本件共済契約の申込書の作成に当たっては、被申立人の取扱職員が、重要事項について契約者に説明をしながら各欄に記入すべき事項を契約者に代わって記載し、最後に、契約者が申込書の記載事項をきちんと確認した上、申込書の共済契約者の欄に氏名を自署するとともに現住所を自ら記入し、さらに、共済契約者および被共済者の欄に自ら押捺した。
- (3) 契約者に対しては、被申立人から毎年共済掛金払込みの案内、共済掛金払込証明書、並びに本件共済契約の内容確認ができる書類を送ってきたが、契約者からは一度も異議の申し出がされることはなかった。
- (4) 申立人は、被申立人の約款・事業規約において共済契約の内容は契約者本人が記入すべきことを明記しているにもかかわらず、本件共済契約の申込書は契約者が記入したものではないから、本件共済契約は不成立又は無効である旨主張するところ、確かに、被申立人は、共済契約に加入しようとする者に対し、共済契約申込書は共済契約者・被共済者が自身で記入するよう要請していることが認められる。
- (5) しかし、本人の真意に基づく承認があれば、権利・義務関係の生成に関わる書面であっても、他人が代筆をすることが許されることは法的にも明らかであり、被申立人の取扱職員が代筆をすることにつき契約者の承認があったことは明らかであるから、申立人の主張は失当である。
- (6) 申立人が指摘する約款・事業規約の記載は、共済契約が、共済契約者等の真意に基づき、かつ、内容も正確なものとして瑕疵を内包することなく成立することを期するためには、本人自身の記入による作成が最も望ましいとの立場から、できるだけそのような運用がされるよう求めている趣旨のものと理解すべきである。
- (7) 以上によれば、本件共済契約は契約者の意思に基づき有効に成立したものであるべきであり、申立人の請求は理由がない。